

北海道地方労働審議会

〔令和5年度 家内労働部会〕

令和6年3月11日（月）

資料No. 1	北海道地方労働審議会家内労働部会委員名簿	・・・	1
資料No. 2	北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程	・・・	2
資料No. 3	北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程 改正版	・・・	4
資料No. 4	北海道男子既製服製造業最低工賃実態調査結果	・・・	6
資料No. 5	最低工賃適用委託者・家内労働者の推移	・・・	16
資料No. 6	第14次最低工賃新設・改正計画 (令和4年4月～7年3月)	・・・	17
参考資料①	北海道和服裁縫業最低工賃一覧	・・・	19
参考資料②	北海道男子既製服製造業最低工賃一覧	・・・	20
参考資料③	(諮問) 北海道男子既製服製造業に係る最低工賃の 廃止決定について (写)	・・・	21

第12期 北海道地方労働審議会家内労働部会委員名簿

令和5年11月1日現在

委員 区分	氏 名	所 属 及 び 職 名
公益 代表 委員	くにたけ ひでお 國武 英生	小樽商科大学商学部企業法律学科 教授
	まきの ふみこ 牧野 文子	北海道女性団体連絡協議会 幹事
	みやざき ゆみこ 宮崎 由美子	公益社団法人 北海道労働保健管理協会 専務理事
家内 労働 者代 表委 員	かねこ ゆり 金子 ユリ	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	たなか のりえ 田中 紀恵	北海道教職員組合 中央執行委員 (日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会 事務局長)
	やまだ しんご 山田 新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
委 託 者 代 表 委 員	まつうら ゆたか 松浦 豊	北海道中小企業団体中央会 専務理事
	ももせ やすひろ 百瀬 康弘	北海道経済連合会 常務理事
	よしだ きとこ 吉田 聡子	北海道クリエイティブ株式会社 代表取締役社長

(五十音順)

北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程

- 第1条 北海道地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び北海道地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 部会は、家内労働に関する事項であって、北海道地方労働審議会（以下「審議会」という。）から附託されたものを調査審議する。
- 第3条 部会の委員及び臨時委員（以下「委員」という。）は、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員、公益を代表する委員各々3人とする。
- 第4条 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 2 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 第5条 部会は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長（以下「労働局長」という。）又は委員の3分の1以上から開催の請求があったときに、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により労働局長又は委員は、部会長に部会の開催を請求しようとするときは、附議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 部会長は、部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに、附議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第6条 委員は、病気その他の理由により部会に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 第7条 部会長は、部会の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、部会において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第8条 部会は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の

中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、部会を非公開とすることができる。

第9条 部会の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した家内労働者代表委員1名、委託者代表委員1名が署名するものとする。

2 議事録及び部会の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。

第10条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会に報告しなければならない。

第11条 部会の事務局は、北海道労働局労働基準部賃金課に置く。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年6月18日から施行する。

北海道地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）

- 第3条 北海道地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び北海道地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第4条 部会は、家内労働に関する事項であって、北海道地方労働審議会（以下「審議会」という。）から附託されたものを調査審議する。
- 第3条 部会の委員及び臨時委員（以下「委員」という。）は、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員、公益を代表する委員各々3人とする。
- 第4条 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委員が選挙する。
- 2 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 第5条 部会は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長（以下「労働局長」という。）又は委員の3分の1以上から開催の請求があったときに、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により労働局長又は委員は、部会長に部会の開催を請求しようとするときは、附議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 3 部会長は、部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、少なくとも7日前までに、附議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第6条 委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手方の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により部会に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 第7条 部会長は、部会の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、部会において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 部会は、部会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第8条 部会は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、部会を非公開とすることができる。

第9条 部会の議事については、議事録を作成し、議事録には部会長及び部会長の指名した家内労働者代表委員1名、委託者代表委員1名が署名するものとする。

2 議事録及び部会の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し、公開するものとする。

第10条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、審議会に報告しなければならない。

第11条 部会の事務局は、北海道労働局労働基準部賃金課に置く。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成14年6月18日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年3月11日から施行する。

北海道男子既製服製造業 家内労働実態調査結果

令和5年12月調査

北海道労働局

第1表 適用委託者数・家内労働者数、調査対象者数及び調査書提出数

区 分	適 用 数	調 査 対 象 者 数	調 査 書 提 出 数	調 査 書 提 出 率
委 託 者	2 件	2 件	2 件	100 %
令和5年委託届 前回調査 (R3)	2 件	2 件	2 件	100 %
家内労働者	28 人	15 人	5 件	33.3 %
令和5年委託届 前回調査 (R3)	28 人	32 人	14 人	77.8 %

注) 家内労働者の調査対象が少なくなったのは、委託者より調査実施時における家内労働者の実態数が確認されたため。

第2表 委託者の規模分布

区 分	委 託 者 数	構 成 比
合 計	2	100 %
平 均	7.5 人	
1～9 人	2	100 %
10～19 人	0	0 %

注) 委託者が委託している家内労働者数で分けた規模分布である

前回調査平均 16.0 人

第3表 家内労働者の性別・就業形態別分布

区 分	合 計	専 業	内 職	副 業
合 計	5 人	1 人	4 人	0 人
前回調査 (R3)	14 人	1 人	11 人	2 人
男 性	0 人	0 人	0 人	0 人
前回調査 (R3)	0 人	0 人	0 人	0 人
女 性	5 人	1 人	4 人	0 人
前回調査 (R3)	14 人	1 人	11 人	2 人
構 成 比	100%	20%	80%	0 %
前回調査 (R3)	100%	7.1%	78.6%	14.3%

※ 専業と回答した家内労働者は 85 歳女性・月収 5～6 万円と回答

第4表 年齢階層別及び経験年数階級別家内労総者数

年齢 \ 経験年数	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 15年未満		15年以上 20年未満		20年以上 25年未満		合計	構成比 %
	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満	1年未満		
合計	1		1				3						5	100%
20歳未満														
20～29歳														
30～39歳														
40～49歳														
50～59歳	1												1	20%
60～69歳							1						1	20%
70～79歳			1				1						2	40%
80歳以上							1						1	20%

平均年齢 71.8歳 (令和3年度調査平均年齢: 69.4歳)

平均経験年数 12.9年 (令和3年度調査平均経験年数: 17.5歳)

第5表 家内労働者の就業日数分布

就業日数	人数	構成比
合計	5人	100%
平均	21.6日	
7日未満		
7～11日未満		
11～14日未満		
14～21日未満	4人	80%
21～28日未満		
28～31日	1人	20%

(令和3年度調査平均就業日数: 16.6日)

第6表 家内労働者の1日の就業時間数分布

就業時間数	人 数	構 成 比
合 計	5 人	100%
平 均	7.5時間	
1 時 間 未 満		
1 ~ 2 時 間		
2 ~ 4 時 間		
4 ~ 6 時 間	2 人	40%
6 ~ 8 時 間	2 人	40%
8 ~ 10 時 間		
10 時 間 以 上	1 人	20%

(令和3年度調査平均時間：7.11時間)

第7表 家内労働者の工賃収入額

就業時間数	人 数	構 成 比
合 計	5 人	100%
平 均	30,540円	
1 万 円 未 満	1 人	20%
1 ~ 2 万 円 未 満	1 人	20%
2 ~ 3 万 円 未 満	1 人	20%
3 ~ 4 万 円 未 満		
4 ~ 5 万 円 未 満		
5 ~ 7 万 円 未 満	2 人	40%
7 ~ 10 万 円 未 満		
10 万 円 以 上		

(令和3年度調査平均収入額：30,864円)

第8表の1 工程別工賃分布 (委託者：背広上衣)

工程	規格	単位	現行の最低工賃額	回答数	1枚(個)当たりの最低額	1枚(個)当たりの工賃額平均額	現行額未案件数	最低工賃との対比	前回調査との対比	1枚(個)当たりの標準作業時間最低	1枚(個)当たりの標準作業時間平均
1 下襟からげまつり	針目が3cm 間隔に6針以上	1枚(10cm)	29円								
2 肩裏まつり	針目が3cm 間隔に9針以上	1枚(17cm×2)	38円								
3 そで付け裏まつり	針目が3cm 間隔に5針以上	1枚(60cm×2)	118円	1	160	160	0	135.59%	100%	24分	24分
4 前裏すそまつり	針目が3cm 間隔に4針以上	1枚(30cm×2)	36円	1	32	3②	1	88.89%	106.3%	4分40秒	4分40秒
5 身返し裏星いれ	針目が3cm 間隔に4針以上	1枚(70cm×2)	58円								
6 身返し7mm 星いれ	針目が3cm 間隔に9針以上	1枚(45cm×2)	43円	1	45	45	0	104.65%	100%	11分30秒	11分30秒
7 そで口裏まつり	鎖糸ループの長さ1cm	1枚(32cm×2)	55円	1	50	50	1	90.90%	100%	9分30秒	9分30秒
8 背裏鎖止め	針目が3cm 間隔に5針以上	1枚	12円	1	5	5	1	41.66%	100%	1分	1分
9 わき裏まつり	針目が3cm 間隔に6針以上	1枚(55cm×2)	69円								
10 ベントまつり	2本糸で×印しつけ止め	1枚(65cm)	24円								
11 ベント止め	針目が3cm 間隔に6針以上	1枚	5円								
12 背すそまつり	中持ち(4つ穴)、糸足付き裏巻き4回以上	1枚(20cm×2)	30円								
13 ボタン付け	小ボタン(4つ穴)根巻きなし	1個	8円								
14 そでボタンのせっぱ		1か所	7円								
15 糸くず取り		1枚	32円								

第8表の2 工程別工賃分布 (家内労働者：背広上衣)

工 程	規 格	単 位	現行の 最低 工賃額	回 答 数	1枚(個)当たりの 工 賃 額		現行額 未 満 件 数	最低工 賃との 対 比	前 回 調 査の 平均額	前回調 査との 対 比	1枚(個)当たりの 標準作業時間	
					最低額	平均額					最 低	平 均
1 下襟からげまつり	針目が3cm 間隔に 6針以上	1枚(10cm)	29円									
2 肩裏まつり	針目が3cm 間隔に 9針以上	1枚(17cm×2)	38円									
3 そで付け裏まつり	針目が3cm 間隔に 5針以上	1枚(60cm×2)	118円	2	160	160	0	135.59%	160	100%	24分	30秒
4 前裏すそまつり	針目が3cm 間隔に 4針以上	1枚(30cm×2)	36円	2	32	32	2	88.89%	32	100%	5分	
5 身返し奥星いれ	針目が3cm 間隔に 4針以上	1枚(70cm×2)	58円									
6 身返し7mm 星いれ	針目が3cm 間隔に 9針以上	1枚(45cm×2)	43円	2	45	45	0	104.65%	45	100%	12分	
7 そで口裏まつり	針目が3cm 間隔に 9針以上	1枚(32cm×2)	55円	2	50	50	2	90.90%	50	100%	9分	30秒
8 背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ 1cm	1枚	12円	2	5	5	2	41.66%	5	100%	1分	
9 わき裏まつり	針目が3cm 間隔に 5針以上	1枚(55cm×2)	69円									
10 ベントまつり	針目が3cm 間隔に 6針以上	1枚(65cm)	24円									
11 ベント止め	2本糸で×印しつ け止め	1枚	5円									
12 背すそまつり	針目が3cm 間隔に 6針以上	1枚(20cm×2)	30円									
13 ボタン付け	中針(4つ穴)糸足付き 巻き4回以上	1個	8円									
	小ボタン(4つ穴)根 巻きなし	1個	8円									
14 そでボタンのせっぱ		1か所	7円									
15 糸くず取り		1枚	32円									

第10表 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う委託数の状況

	委託者	家内労働者	備考
増加			
減少	2	2	
変わらない		2	
その他		1	1年未満
計	2	5	

第11表 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う工賃単価の状況

	委託者	家内労働者	備考
増額			
減額	1		
変わらない	1	3	
その他		1	1年未満
計	2	4	1名無回答

第12表の1 北海道男子既製服製造業最低工賃について（委託者）

① 品目・企画・金額等の改正の必要性

改正すべき		無回答委託者1
改正の必要なし	1	
廃止等を含め必要なし		

② 北海道男子既製服製造業最低工賃が引き上げられた場合の対応

改正後の額又はそれ以上の額で委託する	2	(理由)
これまでと同じ金額で委託する		(理由)
別の委託先（専門業者）に変更する		(理由)
その他		(理由)

第12表の2 北海道男子既製服製造業最低工賃について（家内労働者）

① 品目・企画・金額等の改正の必要性

改正すべき		(理由)
改正の必要なし	1	(理由) 今更という感じ
廃止等を含め必要なし		(理由)

② 北海道男子既製服製造業最低工賃が引き上げられた場合の対応

改正後の額又はそれ以上の額で委託される	1	(理由)
これまでと同じ金額で委託される		(理由)
別の委託先に変更されて減少・中止となる	1	(理由)
その他		(理由)

注) 無回答3人 (①は4名無回答)

第13表 実態調査により確認された事項

確認事項	備考
1 令和6年1月で工場閉鎖予定。当然に家内労働者への委託も無くなる。(委託者)	所在地(赤平市)
2 令和5年度の取扱製品の割合は、男子既製服20% 男子注文服80%であった。(委託者)	所在地(赤平市)
3 家内労働者に委託する作業について、工場でのミシン縫い仕様が主流となり、手作業の仕事が大きく減ってきている。糸くず取りの作業(商品)がほとんどである。(委託者)	所在地(室蘭市)
4 男子既製服だけではやっていけず、今年度から海上自衛隊の作業服(ブルゾン)を受注しており、今後これが主軸となり、男子既製服の製造はなくなっていく。(委託者)	所在地(室蘭市)

(別添参考資料)

外注費の金額

1	星あり	36	28	パンツステッチ糸始末	6
2	星なし	0	29	パンツ裾まつり	10
3	袖ぐり裏まつり	48	30	脇あてセツパ	20
4	見返し	8	31	サミア迷惑料	10
5	サイドパンツ(5.5)	21	32	衿ステッチ糸始末	3
6	センターパンツ	11	33	前立てまつり	10
7	ステッチ糸始末	20	34	天狗まつり	20
8	ステッチ糸始末	30	35	後ろ中心まつり	10
9	背止め	8	36	ポケット止め	28
10	パンツ裾まつり	5	37	パンツ糸切り	30
11	裾目飛びまつり	30	38	前立てまつり(短)	4
12	見返しセツパ(2)	20	39	天狗まつり(短)	4
13	脇セツパ(2)	20	40	忍ポケット止め	4
14	ヒヨク止め	10	41	パンツしつけ取り	10
15	ヒヨクステッチ糸始末	5	42	パンツひも通し	20
16	パンツ裾まつりステッチ糸始末	3	43	袖ぐりまつり無し	0
17	腰ポケットセツパ(1cm×2)	20	44	肩裏まつり(中心6cm)	14
18	袖口ステッチ糸始末	5	45	袖ぐりしつけ取り	6
19	衿先セツパ(ダブル)	16	46	裏地裾裏まつり	20
20	糸切り	40	47	裏地裾裏まつり(背中)	20
21	パンツ上まつり	8	48	糸切り(ベスト)	20
22	サイドパンツ(6.5)	21	49	見返し下裏まつり	28
23	背止め(1.5)	8	50	パンツタブセツパ(5ミリ)	10
24	袖ネーム付け	16	51	パンツ止め無し	0
25	背中心糸始末	3	52	前身裾手まつり	18
26	サイドパンツ(5.0)	21	53	見返し裾まつり無し	0
27	サイドパンツ(6.0)	21	54	背止め無し	0

最低工賃適用委託者・家内労働者の推移

北海道労働局（令和5年10月1日現在）

【男子既製服（令和6年1月1日現在）】

区分 年度別	北海道全体		男子既製服製造業		和服裁縫業	
	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数
平成12年10月1日現在	352	4,752	11	410	116	760
平成13年10月1日現在	318	4,719	12	342	94	586
平成14年10月1日現在	296	3,766	7	205	86	461
平成15年10月1日現在	273	3,625	7	246	72	372
平成16年10月1日現在	245	2,935	9	265	61	329
平成17年10月1日現在	235	2,939	6	177	56	305
平成18年10月1日現在	212	2,758	6	175	46	235
平成19年10月1日現在	207	2,347	6	196	48	221
平成20年10月1日現在	200	2,457	5	181	44	238
平成21年10月1日現在	180	1,808	3	120	41	182
平成22年10月1日現在	168	1,725	3	83	38	191
平成23年10月1日現在	162	1,710	4	106	38	181
平成24年10月1日現在	155	1,675	5	119	33	172
平成25年10月1日現在	148	1,666	5	150	30	150
平成26年10月1日現在	143	1,636	3	44	28	136
平成27年10月1日現在	132	1,470	2	42	27	93
平成28年10月1日現在	124	1,635	1	18	21	76
平成29年10月1日現在	108	1,513	1	19	18	73
平成30年10月1日現在	106	1,294	1	18	16	70
令和元年10月1日現在	99	1,170	1	20	16	63
令和2年10月1日現在	89	1,096	2	33	15	55
令和3年10月1日現在	84	964	2	32	14	47
令和4年10月1日現在	85	821	2	28	13	44
令和5年10月1日現在	87	1,034	2	28	10	33
令和6年1月1日現在			1	7		

☆委託状況届の集計による

第14次最低工賃新設・改正計画（令和4年4月～7年3月）

局名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		最低工賃件数
	件名	件数	件名	件数	件名	件数	
01 北海道	和服裁縫 → 諮問見送り	1	男子既製服（廃止）	1			2
02 青森	電気機械器具 → 改正	1	和服裁縫（改正）	1	男子・婦人既製服（改正）	1	3
03 岩手			電気機械器具（改正）	1	婦人・男子既製服（改正）	1	2
04 宮城			男子服・婦人服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	2
05 秋田	通信機器用部分品（廃止） → 諮問見送り	1	男子複・婦人服・子供服 （改正）	1			2
06 山形			男子・婦人既製服（改正）	1			1
07 福島	電気機械器具・情報通信機 械器具・電子部品・デバイス → 改正	1	外衣・シャツ（改正）	1	横編ニット（改正）	1	3
08 茨城	男子既製洋服（廃止） → 諮問見送り	1	婦人・子供既製服（改正）	1	電気機械器具（改正）	1	3
09 栃木			電気機械器具（改正）	1	衣服製造	1	2
10 群馬	横編ニット → 諮問見送り	1	婦人服（廃止）	1	電気機械器具（改正）	1	3
11 埼玉	縫製 → 改正 足袋 → 改正	2	革靴（改正） 紙加工品（改正）	2	電気機械器具（改正）	1	5
12 千葉					婦人既製服（廃止）	1	1
13 東京			革靴（改正） 婦人既製洋服（改正）	2	電気機械器具（改正）	1	3
14 神奈川	スカーフ・ハンカチーフ （廃止） → 諮問見送り	1	電気機械器具（改正）	1	紙加工品（改正）	1	3
15 新潟	洋食器・器物 → 諮問見送り	1	作業工具（改正）	1	男子・婦人規制洋服（改 正）、横編ニット（改正）	2	4
16 富山	電気機械器具 → 改正	1	ファスナー加工（改正）	1			2
17 石川							0
18 福井	眼鏡 → 改正	1			衣服（改正）	1	2
19 山梨	電気機械器具 → 改正	1	婦人服（廃止）	1	貴金属製品（改正）	1	3
20 長野			電気機械器具（改正）	1	外衣・シャツ（改正）	1	2
21 岐阜			婦人服（改正） 男子既製洋服（改正）	2	陶磁器（改正）	1	3
22 静岡	車両電気配線装置 → 改正	1					1
23 愛知					車両電気配線装置（改正）	1	1
24 三重					車両電気配線装置（改正）	1	1
25 滋賀			下着・補整着（改正）	1			1

局名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		最低工賃件数
	件名	件数	件名	件数	件名	件数	
26 京都			丹後地区絹織物(改正)	1	紙加工品(改正)	1	2
27 大阪					男子既製服(改正)	1	1
28 兵庫	但馬地区絹・人絹・毛織物 (廃止) → 諮問見送り 綿・スフ織物 → 諮問見送り	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正) 靴下(改正)	2	5
29 奈良			靴下(改正)	1			1
30 和歌山							
31 鳥取			和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	2
32 島根	和服裁縫(改正) → 諮問見送り	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	3
33 岡山					車両電気配線装置(改正)	1	1
34 広島	既製服(改正) → 審議中	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正) 毛筆・画筆(改正)	1	4
35 山口	男子規制洋服・校服・作業服(改正) → 諮問見送り	1	和服裁縫(改正)	1	男子規制洋服・校服・作業服(改正)	1	2
36 徳島	縫製(下着・ハンカチーフ) (改正) → 諮問見送り	1					1
37 香川					手袋・ソックスカバー (改正)	1	1
38 愛媛			タオル(改正)	1			1
39 高知	衛生用紙(改正) → 諮問見送り	1			繊維産業(改正)	1	2
40 福岡			婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	2
41 佐賀					婦人既製服(改正)	1	1
42 長崎			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止) 婦人既製洋服(廃止)	2	3
43 熊本	和服裁縫(改正) → 諮問予定	1	縫製(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	3
44 大分			衣服(改正) 電気機械器具(改正)	2			2
45 宮崎	男子既製洋服(改正) → 審議中	1			内燃機関電装品(改正)	1	2
46 鹿児島					電気機械器具(改正)	1	1
47 沖縄					縫製(改正)	1	1
合計		24		35		38	97

北海道和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

北海道の区域内で和服裁縫業に係る業務（主として手縫いにより行う業務に限る。）に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ右欄に掲げる金額

品 目	規 格		金 額	
	生 地	仕 立 方		
中振袖	絹	あわせ	1枚につき 23,000円	
留袖	絹	比翼あわせ	1枚につき 25,000円	
訪問着（付下げ含む）	絹	あわせ	1枚につき 16,500円	
長着	絹	あわせ	1枚につき 13,500円	
	絹	ひとえ	1枚につき 12,800円	
	ウール		1枚につき 6,500円	
羽織	絹	あわせ	1枚につき 10,500円	
	ウール	ひとえ	1枚につき 6,000円	
長襦袢	絹	ひとえ	1枚につき 7,500円	
	合成繊維	ひとえ	1枚につき 5,700円	
名古屋帯	絹	8寸まつり	1枚につき 3,000円	
	絹	8寸まつり（総かがり）	1枚につき 3,400円	
	絹	9寸芯入れ	1枚につき 4,000円	
袋帯	絹	芯入れ	1枚につき 4,000円	
喪服	絹	あわせ	1枚につき 13,700円	
	絹	ひとえ	1枚につき 12,800円	
コート	雨コート	絹	ひとえ	1枚につき 13,500円
	道行	絹	あわせ	1枚につき 13,500円
	輪奈	絹	あわせ	1枚につき 15,500円
ゆかた	綿	ひとえ	1枚につき 5,300円	

4 効力の発生日 平成14年3月22日

最低工賃額以上の工賃を支払わないと、家内労働法違反となり処罰されることがあります。

北海道労働局・労働基準監督署（支署）

北海道男子既製服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

北海道の区域内で男子既製服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に男子既製服製造業に係る背広上衣又はズボンのまとめの業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び企画欄の区分に応じ金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 29円
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 38円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 118円
	前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 36円
	身返し奥星いれ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 58円
	身返し7mm星いれ		1枚(45センチメートル×2)につき 43円
	そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 55円
	背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき 12円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(55センチメートル×2)につき 69円
	ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(65センチメートル)につき 24円
	ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1枚につき 5円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 30円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、糸足付き根巻き4回以上	1個につき 8円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし
	そでボタンのせっぱ		1か所につき 7円
糸くず取り		1枚につき 32円	
ズボン	腰裏奥まつり	針目が3cm間隔に5針以上	1本につき 26円
	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 28円
	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき 10円
	前立まつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 10円
	天ぐ裏まつり		1本につき 10円
	シックまつり		1本につき 9円
	小またちどり		1本につき 12円
	ボタン付け		小ボタン・糸足つき、根巻き4回以上
	糸くず取り		1本につき 23円

4 効力の発生日 平成13年3月19日

最低工賃額以上の工賃を支払わないと、家内労働法違反となり、処罰されることがあります。

北海道労働局・労働基準監督署（支署）

北労発基 0209 第 1 号
令和 6 年 2 月 9 日

北海道地方労働審議会
会長 亀野 淳 殿

北海道労働局長 三 富 則 江



北海道男子既製服製造業に係る最低工賃の廃止決定について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条に基づき、北海道男子既製服製造業最低工賃（平成 13 年北海道労働局最低工賃公示第 1 号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。